

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合  
エネルギー機構の設立に関する協定

インターネット事業の共同による実施のためのインターネット国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定

目次

前文

第一条 インター国際核融合エネルギー機構の設立

第二条 インター機構の目的

第三条 インター機構の任務

第四条 インター機構の加盟者

第五条 法人格

第六条 理事会

第七条 事務局長及び職員

第八条 インター機構の資源

- 第九条 事業資源管理規則
- 第十条 情報及び知的財産
- 第十一条 イーター建設地に対する支援
- 第十二条 特権及び免除
- 第十三条 現地事務所
- 第十四条 公衆の衛生、安全、許可制度及び環境保護
- 第十五条 責任
- 第十六条 廃止
- 第十七条 会計検査
- 第十八条 運営上の評価
- 第十九条 国際協力
- 第二十条 平和的利用及び不拡散
- 第二十一条 ユーラトムへの適用

第二十二條 効力發生

第二十三條 加入

第二十四條 有効期間及び終了

第二十五條 紛争解決

第二十六條 脱退

第二十七條 附屬書

第二十八條 改正

第二十九條 寄託者

## 前文

欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）、中華人民共和国政府、インド共和国政府、日本国政府、大韓民国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府は、

国際原子力機関の主催の下で実施されたイーター工学設計活動の成功裡の完了により、エネルギー源としての核融合の実現可能性を証明することを目的とする研究施設の詳細な、完全な、かつ、十分に統合された工学設計を締約者が利用することができるようになったことを想起し、

核融合エネルギーが事実上無限な、環境上受入れ可能な、かつ、経済的に競争力のあるエネルギー源として長期的可能性を有することを強調し、

イーターが核融合エネルギーを開発する過程における次の重要な一步であること及び現在が核融合エネルギーの分野における研究開発の進展に基づくイーター事業の実施に着手するのに適切な時期であることを確信し、

二千五年六月二十八日にモスクワで開催されたイーター閣僚会議におけるイーター交渉の当事者の代表による共同宣言を考慮し、

二千二年の持続可能な開発に関する世界首脳会議が各種のエネルギー技術（再生可能なエネルギー、エネルギー効率及び高度なエネルギー技術を含む。）の分野における研究開発の拡大を促進することを各国政府に要請したことを認識し、

平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明し、並びに若い世代の核融合への関心を高めるため、イーター事業の共同による実施が重要であることを強調し、

イーター国際核融合エネルギー機構が、科学的及び技術的な目標に基づく共通の国際的な研究計画であつてすべての締約者からの指導的な研究者の参加を得て立案し、及び実施されるものを通じて、イーター事業の全体的な計画の目標を追求することを決意し、

エネルギー源としての核融合の安全性を証明し、及び核融合が社会的に受け入れられることを促進するため、イーター施設の建設、運転、利用、除染及び廃止を安全に、かつ、信頼性をもって実施することが重要であることを強調し、

核融合エネルギーの研究開発のための長期的かつ大規模なイーター事業を実施するためには、真の連携が重要であることを確認し、

科学的及び技術的な利益は、核融合エネルギーの研究の目的のために締約者間で平等に配分されるものであるが、事業の実施に関連するその他の利益は、衡平の原則に基づいて配分されるものであることを認識し、

イーター事業に関する国際原子力機関との実りの多い協力を継続させることを希望して、次のとおり協定した。

#### 第一条 イーター国際核融合エネルギー機構の設立

- 1 この協定によりイーター国際核融合エネルギー機構（以下「イーター機構」という。）を設立する。
- 2 イーター機構の本部（以下「本部」という。）は、フランス共和国ブシュ・デュ・ローヌ県サン・ポール・レ・デュランス市に置く。この協定の適用上、ユーラトムを「接受締約者」といい、フランス共和国を「接受国」という。

#### 第二条 イーター機構の目的

イーター機構は、平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性（将来において持続的な核融合による発電が実現されるであろうことをその重要な特徴とするもの）を証明することを目的

とする国際的な事業であるイーター事業について、第四条に規定する加盟者（以下「加盟者」という。）間の協力のための措置を講じ、及びこのような協力を促進することを目的とする。

### 第三条 イーター機構の任務

1 イーター機構は、次の事項を任務とする。

(a) イーター工学設計活動の最終報告書（イーターEDA文書第二十一号）に示される技術的な目的及び一般的な設計並びにこの協定に基づいて必要に応じて採択される補足的な技術文書に従ってイーター施設を建設し、運転し、利用し、及び除染すること並びにイーター施設の廃止のための措置をとること。

(b) 加盟者の核融合エネルギーに関する研究開発計画に参加する研究所その他の機関及び人員によるイーター施設の利用を奨励すること。

(c) 核融合エネルギーの公衆による理解及び受入れを促進すること。

(d) この協定に従って、イーター機構の目的を達成するために必要なその他の活動を実施すること。

2 イーター機構は、その任務の遂行に当たって、地域社会との良好な関係の維持に特別な考慮を払う。

### 第四条 イーター機構の加盟者



この協定の締約者は、インターネット機構の加盟者とする。

## 第五条 法人格

- 1 インター機構は、国際法上の法人格（国又は国際機関と協定を締結する能力を含む。）を有する。
- 2 インター機構は、法人格を有するものとし、加盟者の領域内において次の事項を含む必要な法律上の能力を有する。

- (a) 契約を締結すること。
- (b) 財産を取得し、保有し、及び処分すること。
- (c) 許可を取得すること。
- (d) 訴えを提起すること。

## 第六条 理事会

- 1 理事会は、インターネット機構の主要な内部機関であり、加盟者の代表で構成する。各加盟者は、四人以内の理事会への代表を任命する。

- 2 第二十九条に規定する寄託者（以下「寄託者」という。）は、この協定の効力発生の後三箇月以内に理

事会の第一回会合を招集する。ただし、第十二条5に規定する通報をすべての締約者から受領することを条件とする。

3 理事会は、その構成員のうちから議長一人及び副議長一人を選出する。議長及び副議長は、それぞれ一年の任期で在任するものとし、最長四年を限度として三回まで再選されることができる。

4 理事会は、その手続規則を全会一致で採択する。

5 理事会は、別段の決定を行う場合を除くほか、年二回会合する。理事会は、加盟者又は事務局長の要請により臨時会合を開催することを決定することができる。理事会の会合は、理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、本部で開催する。

6 理事会は、適当な場合には、閣僚級の会合を開催することができる。

7 理事会は、イーター機構の目的を達成するため、イーター機構の活動の促進、全般的な指導及び監督について、この協定に従って責任を負う。理事会は、この協定に従って、いかなる問題又は事項についても決定及び勧告を行うことができる。理事会は、特に、次の事項を行う。

(a) 事務局長の任命、交代及び任期の延長を決定すること。

- (b) 事務局長の提案に基づき、イーター機構の職員規則及び事業資源管理規則を採択し、及び必要な場合には改正すること。
- (c) 事務局長の提案に基づき、イーター機構の主要な運営上の組織及び職員の定員を決定すること。
- (d) 事務局長の提案に基づき、幹部職員を任命すること。
- (e) 第十七条に規定する会計検査委員会の委員を任命すること。
- (f) イーター機構の運営上の評価を行うため、第十八条の規定に従って付託事項を決定し、及び運営評価人を任命すること。
- (g) 事務局長の提案に基づき、イーター事業の各段階の総予算及び(j)に規定する年次の改定のための許容可能な調整範囲を決定し、並びに第九条に規定する当初のイーター事業計画及び資源見積りを承認すること。
- (h) 全体的な費用の分担についての変更を承認すること。
- (i) 関係加盟者の同意を得て全体的な費用の分担を変更することなく調達配分についての修正を承認すること。

- (j) イーター事業計画及び資源見積りについて年次の改定を承認し、並びにその改定に応じてイーター機構の年次計画を承認し、及びイーター機構の年次予算を採択すること。
- (k) イーター機構の年次決算を承認すること。
- (l) 年次報告を採択すること。
- (m) 必要に応じて、第三条1(a)に規定する補足的な技術文書を採択すること。
- (n) 必要に応じて、理事会の補助機関を設置すること。
- (o) 第十九条の規定に従って、国際協力のための協定又は取決めの締結を承認すること。
- (p) 土地及び他の不動産に関する権原の取得及び売却並びに土地及び他の不動産に関する権原についての抵当権の設定について決定すること。
- (q) 事務局長の提案に基づき及び第十条の規定に従って、知的財産の管理及び情報の普及に関する規則を採択すること。
- (r) 事務局長の提案に基づき及び第十三条の規定に従って、関係加盟者の同意を得て現地事務所の設置の詳細について承認すること。理事会は、設置するいずれの現地事務所の存続についても、定期的に見直

しを行う。

- (s) 事務局長の提案に基づき、イーター機構と領域内にイーター機構の本部又は現地事務所が置かれる加盟者又は国との関係を規律する協定又は取決めを承認すること。
- (t) 事務局長の提案に基づき、加盟者による関連する国内の核融合の研究計画間及びそのような研究計画とイーター機構との間の協力を促進するための活動を承認すること。
- (u) 第二十三条の規定に従って、国又は国際機関のこの協定への加入について決定すること。
- (v) 第二十八条の規定に従って、この協定の改正を締約者に勧告すること。
- (w) 借入れ又は貸付け、保証の提供及びそれらに関連する見返り担保その他の担保を提供することについて決定すること。
- (x) 国際的な輸出管理に関する枠組みが物質、装置及び技術をその管理リストに含めることを検討するよう提案を行うか否かについて決定を行い、並びに第二十条の規定に従って平和的利用及び不拡散を支援する政策を定めること。
- (y) 第十五条に規定する賠償についての取決めを承認すること。

(z) 第十二条3の規定に従って免除の放棄について決定すること並びにイーター機構の目的を達成し、及びイーター機構の任務を遂行するために必要なその他の権限であつてこの協定に適合するものを行使すること。

8 理事会は、7(a)から(c)まで、(g)、(h)、(o)及び(u)から(z)までに規定する事項並びに10に規定する加重投票方式について、全会一致で決定する。

9 加盟者は、8に特定する事項以外のすべての事項に関し、コンセンサス方式により合意に達するよう最善の努力を払う。合意に達することができない場合には、理事会は、10に規定する加重投票方式に従って決定する。第十四条の規定に関連する事項についての決定は、接受締約者の同意を必要とする。

10 各加盟者の票を加重するに当たっては、各加盟者のイーター機構への貢献を反映させる。票の配分及び意思決定の原則を含む加重投票方式は、理事会の手続規則で定める。

#### 第七条 事務局長及び職員

1 事務局長は、首席行政官であり、イーター機構の法律上の能力を行使するに当たりイーター機構を代表する。事務局長は、この協定及び理事会の決定に適合する方法で行動するものとし、その任務の遂行につ

いて理事会に対して責任を負う。

2 事務局長は、職員の補佐を受ける。職員は、イーター機構が直接に雇用する者及び加盟者から出向する人員で構成する。

3 事務局長は、五年の任期で任命される。事務局長の任期は、五年を限度として一回に限り更新することができる。

4 事務局長は、イーター機構に関し、その運営、その活動及び政策の実施並びにその目的の達成のために必要なすべての措置をとる。事務局長は、特に、次の事項を行う。

(a) 次の事項について準備し、及び理事会に提出すること。

イーター事業の各段階の総予算（許容可能な調整範囲を含む。）

イーター事業計画及び資源見積り並びにそれらの年次の改定

合意する総予算の範囲内での年次予算（年次の貢献を含む。）及び年次決算

幹部職員の任命及びイーター機構の主要な運営上の組織に関する提案

職員規則

## 事業資源管理規則

### 年次報告

- (b) 職員を任命し、指揮し、及び監督すること。
- (c) 安全について責任を負い、及び第十四条に規定する法令を遵守するために必要なすべての組織的な措置をとること。
- (d) 必要な場合には接受国と協力して、イーター施設の建設、運転及び利用に必要な免許及び許可を取得するよう努めること。
- (e) 加盟者による関連する国内の核融合の研究計画間及びそのような研究計画とイーター機構との間の協力を促進すること。
- (f) イーター機構による使用のために調達する部品及び設備の品質及び適合性を確保すること。
- (g) 必要な場合には、第三条1(a)に規定する補足的な技術文書を理事会に提出すること。
- (h) 理事会が事前に承認することを条件として及び第十九条の規定に従って国際協力のための協定又は取決めを締結すること並びにその実施について監督すること。



- (i) 理事会の会合のための準備を行うこと。
  - (j) 理事会の要請により、理事会の補助機関の任務の遂行を補佐すること。
  - (k) イーター機構の年次計画の実施の時期、成果及び質について監視し、及び監督すること並びに業務の完了に係る報告を受領すること。
- 5 事務局長は、理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、理事会の会合に出席する。
  - 6 事務局長及び職員のイーター機構に対する責任は、専ら国際的な性質のものとする。ただし、このことは、第十四条の規定の適用を妨げるものではない。事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる政府からも又はイーター機構外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。加盟者は、事務局長及び職員の責任の国際的な性質を尊重するものとし、これらの者に対してその任務の遂行について影響を及ぼそうとしてはならない。
  - 7 職員は、事務局長の任務の遂行を補佐するものとし、事務局長の管理に関する権限に服する。
  - 8 事務局長は、職員規則に従って職員を任命する。
  - 9 職員の任期は、五年を限度とする。

10 イーター機構の職員は、イーター機構の活動を実施するために必要な科学上、技術上及び行政上の能力を有する人員から成る。

11 職員については、加盟者の貢献に応じた加盟者間での役職の適切な配分を考慮しつつ、その者の能力に基づいて任命する。

12 加盟者は、この協定及び関連規則に従って、イーター機構に人員を出向させ、及び客員の研究者を派遣することができる。

#### 第八条 イーター機構の資源

1 イーター機構の資源は、次のものから成る。

(a) 文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価額見積り並びに締約者の貢献の形態」に記載されている次のものから成る財政上の貢献以外の貢献

(i) 合意された技術仕様に従った特定の部品、装置、物質その他の物品及び役務

(ii) 加盟者から出向する職員

(b) 文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価額見積り並びに締約者の貢献の形

態」に記載されている加盟者によるイーター機構の予算に対する財政上の貢献（以下「資金による貢献」という。）

(c) 理事会が承認する限度内において及び理事会が承認する条件に従って資金その他の形態により受領する追加の資源

2 この協定の有効期間にわたる各加盟者の貢献は、文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価額見積り並びに締約者の貢献の形態」及び文書「イーター事業のすべての段階に関する費用分担」に記載されているとおりであり、理事会の全会一致の決定により改定することができる。

3 イーター機構の資源は、第二条に規定するイーター機構の目的を促進し、及び第三条に規定するイーター機構の任務を遂行するためのみ使用する。

4 各加盟者は、理事会が別段の合意をする場合を除くほか、適当な法人（以下当該加盟者の「国内機関」という。）を通じて、イーター機構に貢献を行う。加盟者がイーター機構に資金による貢献を直接に行う場合には、理事会の承認を要しない。

## 第九条 事業資源管理規則

1 事業資源管理規則は、イーター機構の健全な財務管理を確保することを目的とする。当該規則には、特に、次の事項に関連する主要な規則を含む。

- (a) 会計年度
- (b) イーター機構が会計、予算及び資源見積りの目的のために用いる計算単位及び通貨
- (c) イーター事業計画及びイーターに関する資源見積りの提出及び構成
- (d) 年次予算の作成、採択及び実施並びに内部における財務管理のための手続
- (e) 加盟者の貢献
- (f) 契約の締結
- (g) 貢献の管理
- (h) 廃止に関する基金の管理

2 事務局長は、イーター事業計画及びイーターに関する資源見積りの改定案を毎年作成し、及び理事会に提出する。

3 イーター事業計画は、イーター機構のすべての任務を遂行するための計画を明示するものとし、この協

定の有効期間を対象とする。イーター事業計画は、次の事項を定める。

- (a) イーター機構の目的を達成するために全般的な計画の概要（日程及び達成すべき主要な目標を含む。）を示し、及び全般的な計画に関連してイーター事業の進捗状況（ちよく）を要約すること。
- (b) 五年の期間又は建設期間のいずれか長い方の期間について、イーター機構の活動計画の具体的な目標及び日程を示すこと。
- (c) 適切な解説（イーター事業に対する危険性の評価及び危険性の回避又は緩和に関する措置についての説明を含む。）を提供すること。
- 4 イーターに関する資源見積りは、イーター事業計画を実施するために既に支出した資源及び将来必要とする資源並びに資源を提供するための計画について、包括的な分析を提供する。

#### 第十条 情報及び知的財産

- 1 イーター機構及び加盟者は、この協定及び情報及び知的財産に関する附属書に従って、この協定の実施により生み出される情報及び知的財産の最大限に広範な、かつ、適当な普及を支援する。この条の規定及び情報及び知的財産に関する附属書については、すべての加盟者及びイーター機構に対して平等に、か

つ、差別的でない態様により実施する。

2 イーター機構は、その活動を実施するに当たり、科学的な成果について適当な保護を受けることができ、  
る妥当な期間の後、すべての科学的な成果を公表し、又は他の方法によつて幅広く利用可能なものとする  
ことを確保する。これらの成果に基づく著作物に関するすべての著作権は、この協定及び情報及び知的財  
産に関する附属書の特別の規定に別段の定めがある場合を除くほか、イーター機構が所有する。

3 イーター機構及び加盟者は、この協定に従つて行う業務について契約を締結する場合には、これらの業  
務から生ずるすべての知的財産に関する規定を当該契約の中に含める。これらの規定は、特に、当該知的  
財産の利用、開示及び使用についての権利を取り扱い、並びにこの協定及び情報及び知的財産に関する附  
属書に適合するものでなければならない。

4 この協定に基づき生み出され、又は用いられる知的財産は、情報及び知的財産に関する附属書の規定に  
従つて取り扱う。

#### 第十一条 イーター建設地に対する支援

1 接受締約者は、イーター建設地に対する支援に関する附属書に規定する条件に基づき、イーター機構に

対し、イーター事業の実施のために必要なイーター建設地に対する支援であつて当該附属書にその概要が示されるものを提供し、又はこれが提供されることを確保する。接受締約者は、この目的のために自己に代わつて行動する機関を指定することができる。当該指定は、この条の規定に基づく接受締約者の義務に影響を及ぼすものではない。

2 イーター機構と接受締約者又はその指定する機関との間のイーター建設地に対する支援に関する協力のための詳細及び手続は、理事会の承認を条件として、相互間で締結するイーター建設地に対する支援に関する協定で定める。

#### 第十二条 特権及び免除

1 イーター機構並びにその財産及び資産は、各加盟者の領域内において、イーター機構の任務を遂行するために必要な特権及び免除を享受する。

2 イーター機構の事務局長及び職員並びに理事会及びその補助機関における加盟者の代表、その代理及び専門家は、各加盟者の領域内において、イーター機構に関連する自己の任務を遂行するために必要な特権及び免除を享受する。

3 1及び2に規定する免除については、免除を放棄する権限を有する当局が当該免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除の放棄が当該免除が与えられた目的を害するものではないと認める場合並びにイーター機構、事務局長及び職員については理事会が免除の放棄がイーター機構及び加盟者の利益に反するものではないと決定する場合には、放棄するものとする。

4 この協定に従って与えられる特権及び免除は、イーター機構、事務局長又は職員が第十四条に規定する法令を遵守する義務を減ずるものではなく、又は当該義務に影響を及ぼすものではない。

5 各締約者は、1及び2の規定を実施するための措置をとった後、寄託者に書面にて通報する。

6 寄託者は、5の規定に従ってすべての締約者から通報を受領したときは、締約者に通報する。

7 本部協定については、イーター機構と接受国との間で締結する。

### 第十三条 現地事務所

イーター機構は、その任務の遂行及び目的の達成のために必要な現地事務所を設置し、及び運営するものとし、各加盟者は、現地事務所を受け入れる。現地事務所に関する協定については、イーター機構と各加盟者との間で締結する。



## 第十四条 公衆の衛生、安全、許可制度及び環境保護

イーター機構は、公衆及び職業上の衛生及び安全、原子力の安全、放射線からの保護、許可制度、核物質、環境保護並びに害のある行為からの保護に係る接受国の関係国内法令を遵守する。

## 第十五条 責任

1 イーター機構の契約上の責任は、関連する契約中の規定によって規律されるものとし、当該規定は、当該契約に適用される法律に従って解釈する。

2 イーター機構は、契約上の責任以外については、理事会が承認する賠償に関する措置の詳細に従い及び関連する法律に基づき自己が法的責任を負う範囲内で、自己が与えたいかなる損害に対しても適切に賠償し、又は他の救済措置をとる。この2の規定は、イーター機構による免除の放棄と解してはならない。

3 イーター機構が1及び2に規定する責任に係る賠償のために行う支払並びにこれに関連して生ずる費用及び支出は、事業資源管理規則に定義する「事業費」として取り扱う。

4 2に規定する損害に対する賠償の費用が、事業のための年次予算及び保険によってイーター機構が利用

可能な資金を超える場合には、加盟者は、第六条8の規定に従い理事会の全会一致の決定に基づいて全体的な予算の増額を求めることによってイーター機構が2の規定に従って賠償することができるよう、理事会を通じて協議する。

5 加盟者は、イーター機構に加盟していることによつて、イーター機構の作為、不作為又は義務について責任を負うものではない。

6 この協定のいかなる規定も、加盟者が他の国又は加盟者の領域内において享受する免除を害するものではなく、また、そのような免除を放棄するものと解してはならない。

#### 第十六条 廃止

1 イーター機構は、イーターの運転期間中にイーター施設の廃止に備えるための基金（以下「基金」という。）を設立する。基金の設立、基金に必要な資金の見積り及びその改定、当該見積りの算定基準の変更並びに接受国への基金の移転のための条件は、第九条に規定する事業資源管理規則で定める。

2 イーター機構は、イーターの実験的な運転における最終段階の後五年以内又は接受国と合意する場合に、はそれより短い期間内に、イーター施設をイーター機構と接受国との間で合意し、及び必要に応じて改定

する状態にする。その後、インターネット機構は、インターネット施設の廃止のために基金及びインターネット施設を接受国に引き渡す。

3 インター機構は、接受国がインターネット施設とともに基金を受領した後、インターネット機構と接受国との間に別段の合意がある場合を除くほか、インターネット施設に対するいかなる責任も負わない。

4 廃止に関連するインターネット機構及び接受国のそれぞれの権利及び義務並びにそれらの相互関係の態様は、第十二条に規定する本部協定で定める。インターネット機構及び接受国は、本部協定において、特に、次の事項に合意する。

- (a) 接受国は、インターネット施設の引渡しの後、第二十条の規定に引き続き拘束されること。
- (b) 接受国は、基金に拠出するすべての加盟者に対し、廃止の進捗状況並びに廃止のために使用し、又は生み出された方法及び技術に関して定期的に報告すること。

#### 第十七条 会計検査

1 この条の規定及び事業資源管理規則に従ってインターネット機構の年次会計の検査を行うため、会計検査委員会（以下「委員会」という。）を設立する。

- 2 各加盟者は、委員会において一人の委員によって代表される。理事会は、加盟者の推薦に基づき、三年の任期で委員会の委員を任命する。委員会の委員の任期は、一回に限り二年の期間更新することができ、理事会は、委員のうちから、二年の任期で、委員会の委員長を任命する。
- 3 委員会の委員は、独立していなければならず、いかなる加盟者からも又はその他のいかなる者からも指示を求め、又は受けてはならない。委員会の委員は、理事会に対してのみ報告する。
- 4 会計検査は、次の事項を目的とする。
  - (a) すべての収入及び支出が合法的な、かつ、通常の方法で受領され、及び負担され、並びに報告されたか否かについて決定すること。
  - (b) 財務管理が健全であったか否かについて決定すること。
  - (c) 年次会計の信頼性並びに年次会計の基礎となる取引の合法性及び適正を確認する文書を提出すること。
  - (d) 支出が予算に適合しているか否かについて決定すること。
  - (e) イーター機構に対して財政上の影響を及ぼす可能性のあるすべての事項について検討すること。

5 会計検査は、会計に関する国際的に認められた原則及び基準に基づき行う。

#### 第十八条 運営上の評価

1 理事会は、二年に一回、イーター機構の活動に関する運営上の評価を行う運営評価人を任命し、及び評価の対象事項を決定する。

2 事務局長は、1に規定する場合以外においても、理事会と協議の後、イーター機構の活動に関する運営上の評価を要請することができる。

3 運営評価人は、独立していなければならず、いかなる加盟者からも又はいかなる者からも指示を求め、又は受けてはならない。運営評価人は、理事会に対してのみ報告する。

4 評価は、特に、職員の規模の観点からの運営の効果及び効率性に関し、イーター機構の運営が健全であったか否かについて決定することを目的とする。

5 評価は、イーター機構の記録に基づき行う。運営評価人は、評価を行うために自らが適当と認める人員との十分な接触並びに帳簿及び記録の十分な利用を認められる。

6 イーター機構は、機微な情報又は業務上の秘密の情報の取扱いに関するイーター機構による要請（特

に、知的財産、平和的利用及び不拡散に関する政策に係るもの）を運営評価人が遵守することを確保する。

## 第十九条 国際協力

イーター機構は、この協定に適合し、及び理事会の全会一致の決定に基づくことを条件として、イーター機構の目的を促進するため、他の国際機関、非締約者及び非締約者の機関と協力し、並びにそのための協定又は取決めを締結することができる。理事会は、そのような協力のための詳細な措置を個別に決定する。

## 第二十条 平和的利用及び不拡散

1 イーター機構及び加盟者は、この協定に基づいて生み出し、又は受領するいかなる物質、装置又は技術も、平和的目的のためにのみ使用する。この1の規定は、加盟者がこの協定と関係なく取得し、又は開発する物質、装置又は技術を加盟者自身の目的のために使用する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

2 イーター機構及び加盟者は、この協定に基づいて受領し、又は生み出す物質、装置又は技術を核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得又は平和的目的以外の目的のために第三者に移

転してはならない。

3 イーター機構及び加盟者は、効率的な、かつ、透明性のある方法によってこの条の規定を実施するために適当な措置をとる。このため、理事会は、適当な国際的な枠組みと連携し、並びに平和的利用及び不拡散を支援する政策を定める。

4 締約者は、イーター事業の成功及び不拡散に関する政策を支援するため、この条の規定の実施に関連するすべての事項について協議することに合意する。

5 この協定のいかなる規定も、加盟者に自国の輸出管理又は関連法令に反して物質、装置又は技術を移転することを求めるものではない。

6 この協定のいかなる規定も、核兵器その他の核爆発装置の不拡散に関する他の国際協定から生ずる締約者の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

#### 第二十一条 ユーラトムへの適用

この協定は、ユーラトムを設立する条約に従って、当該条約が対象とする領域に適用する。また、この協定は、当該条約その他の関連する協定に従って、十分に関係を有する第三国としてユーラトムの核融合計画

に参加するブルガリア共和国、ルーマニア及びスイス連邦に適用する。

## 第二十二條 効力発生

- 1 この協定は、それぞれの署名者の手続に従つて、批准し、受諾し、又は承認されなければならない。
- 2 この協定は、中華人民共和国、ユーラトム、インド共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によるこの協定の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後三十日で効力を生ずる。
- 3 この協定がその署名の後一年以内に効力を生じない場合には、寄託者は、この協定の効力発生を促進するためにいかなる行動方針をとるべきかを決定するため、署名者による会合を招集する。

## 第二十三條 加入

- 1 この協定の効力発生の後、いずれの国又は国際機関も、理事会の全会一致の決定に基づき、この協定に加入し、この協定の締約者となることができる。
- 2 この協定への加入を希望するいずれの国又は国際機関も、事務局長に通報するものとし、事務局長は、この要請が決定のために理事会に提案される少なくとも六箇月前にこの要請を加盟者に通報する。
- 3 理事会は、いずれの国又は国際機関についても、その加入の条件を決定する。



4 国又は国際機関によるこの協定への加入は、寄託者が加入書及び第十二条5に規定する通報を受領した後三十日で効力を生ずる。

#### 第二十四条 有効期間及び終了

1 この協定の当初の有効期間は、三十五年とする。この期間の最後の五年又は接受国と合意する場合にはこれより短い期間については、イーター施設の除染に充てる。

2 理事会は、この協定の有効期間の満了の日の少なくとも八年前までに、イーター事業の進捗<sup>ちよく</sup>状況を考慮して、この協定の有効期間を延長すべきであるか否かについて助言を得るため、事務局長を委員長とする特別委員会を設置する。特別委員会は、イーター施設の技術的かつ科学的な状態、この協定の有効期間を延長すべき理由及びこの協定の有効期間の延長を勧告する前に財政上の側面（必要とされる予算並びに除染及び廃止に係る費用に及ぼす影響）を評価する。特別委員会は、その設置の後一年以内に理事会に対して報告書を提出する。

3 理事会は、2に規定する報告書に基づき、この協定の有効期間の満了の日の少なくとも六年前までに、この協定の有効期間を延長するか否かについて全会一致で決定する。

4 理事会は、この協定の有効期間を合計で十年を超えて延長することはできない。また、理事会は、この協定の有効期間の延長がイーター機構の活動の性格又は加盟者の財政上の貢献の枠組みを変更する場合には、この協定の有効期間を延長することはできない。

5 理事会は、この協定の有効期間の満了の日の少なくとも六年前までに、この協定の終了を確認し、並びに除染の段階及びイーター機構の解散に係る措置について決定する。

6 この協定は、除染に必要な時間及び廃止に必要な資金が確保される場合には、すべての締約者の合意により終了することができる。

#### 第二十五条 紛争解決

1 この協定から又はこれに関連して締約者間又は一若しくは二以上の締約者とイーター機構との間で生ずるいかなる問題も、協議、仲介又は仲裁その他の合意する手続によって解決する。関係当事者は、早期の解決を目的として、当該問題の性質を討議するために会合する。

2 関係当事者が協議によって紛争を解決することができない場合には、いずれの当事者も、理事会の議長（議長が紛争当事者である加盟者から選出されている場合には、紛争当事者でない加盟者を代表する理事

会の構成員）に対し、当該紛争を解決するよう努めるための会合において仲介人として行動することを要請することができる。そのような会合は、当事者による仲介の要請の後三十日以内に招集し、及び当該要請の後六十日以内に終了する。仲介人は、紛争当事者以外の加盟者と協議の上、紛争解決のための勧告を付した仲介に関する報告書を作成し、及び当該報告書を会合の終了後直ちに提出する。

3 関係当事者は、協議又は仲介によって紛争を解決することができない場合には、合意する手続に従って、合意された紛争解決の方法に当該紛争を付することに合意することができる。

#### 第二十六条 脱退

1 この協定が効力を生じた日から十年を経過した後は、接受締約者以外のいずれの締約者も、この協定から脱退する意図を寄託者に通告することができる。

2 脱退は、脱退する締約者のイーター施設の建設費への貢献に影響を及ぼすものではない。締約者がイーターの運転期間中に脱退する場合には、当該締約者は、合意されるイーター施設の廃止に係る費用についても分担する。

3 脱退は、締約者が脱退する前にこの協定の実施によって生じていた当該締約者のいかなる継続的な権

利、義務及び法的状態にも影響を及ぼすものではない。

4 脱退は、1に規定する通告が行われた会計年度の次の会計年度の末日に効力を生ずる。

5 イーター機構は、脱退する締約者と協議の上、脱退の詳細を書面により作成する。

#### 第二十七条 附属書

情報及び知的財産に関する附属書及びイーター建設地に対する支援に関する附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

#### 第二十八条 改正

1 いかなる締約者も、この協定の改正を提案することができる。

2 理事会は、全会一致によって締約者に勧告するため、改正案を検討する。

3 改正は、それぞれの締約者の手続に従って、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。改

正は、すべての締約者による批准書、受諾書又は承認書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

#### 第二十九条 寄託者

1 この協定の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。

2 この協定の原本は、寄託者に寄託される。寄託者は、この協定の認証謄本を署名者に送付し、並びに国

際連合憲章第二百二条の規定に従い登録及び公表のため国際連合事務総長に送付する。

3 寄託者は、すべての署名者並びに加入する国及び国際機関に対し、次の事項を通報する。

- (a) それぞれの批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日
- (b) 第十二条5の規定に従って受領した通報の寄託の日
- (c) この協定の効力発生の日及び前条に規定する改正の日
- (d) 締約者のこの協定からの脱退の意図の通告
- (e) この協定の終了

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年十一月二十一日にパリで、英語により原本一通を作成した。

欧州原子力共同体のために

ヤネス・ポトチュニツク

中華人民共和国政府のために

徐冠華

インド共和国政府のために

アニル・カコドカール

日本国政府のために

岩屋毅

大韓民国政府のために

金雨植

ロシア連邦政府のために

トラヴィン、ウラジミール・ヴァレンチノヴィッチ

アメリカ合衆国政府のために

レイモンド・L・オーバック

## 情報及び知的財産に関する附属書

### 第一条 適用対象及び定義

1.1 この附属書は、この協定の実施に当たり、情報及び保護の対象となる事項に関する知的財産を普及し、交換し、利用し、及び保護することについて適用する。この附属書で使用する用語は、別段の定めがある場合を除くほか、この協定の用語と同一の意味を有する。

1.2 「情報」とは、保護を受けることができるか否かを問わず、公表されている資料、図面、意匠、計算書、報告書その他の文書、研究開発に関する記録された資料又は方法並びに発明及び発見に関する説明であつて、<sup>1.3</sup>に定義する知的財産という用語の対象でないものをいう。

1.3 「知的財産」は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成された世界知的所有権機関を設立する条約第二条で定義する意味を有する。この附属書の適用上、知的財産には、秘密の情報（技術的知識、営業上の秘密等）を含めることができる。ただし、秘密の情報は、公表されておらず、書面その他の記録された形態であり、かつ、次のすべての条件を満たすものに限る。



- (a) その所有者によって秘密のものとして保持されてきたもの
  - (b) 一般に知られていないもの若しくは公衆が他の情報源から入手可能でないもの又は公衆が印刷された出版物その他判読が可能な文書によって一般に入手可能でないもの
  - (c) その所有者が、当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、他の者の利用に供してこなかったもの
  - (d) 当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、受領する者の利用に供しないもの
- 1.4 「背景的な知的財産」とは、この協定が効力を生ずる前に取得され、開発され、若しくは創造された知的財産又はこの協定の範囲外において取得され、開発され、若しくは創造される知的財産をいう。
- 1.5 「生み出された知的財産」とは、この協定の実施の過程において国内機関若しくは団体を通じて行動する加盟者、イーター機構又は両者がこの協定に従って生み出し、又は完全な所有権を取得する知的財産をいう。
- 1.6 「改良」とは、既存の知的財産についての技術的な向上（派生的な業務を含む。）をいう。
- 1.7 「団体」とは、国内機関又はイーター機構がこの協定の目的のために物品又は役務の提供に関する契約

を締結する団体をいう。

## 第二条 一般規定

2.1 加盟者は、この附属書に従って、生み出された知的財産の可能な限り広範な普及を支援する。

2.2 各加盟者は、他の加盟者及びイーター機構がこの附属書に基づいて配分される知的財産権を取得することができ、これを確保する。各加盟者又はイーター機構が団体と締結する契約は、この附属書の規定に適合するものでなければならない。特に、すべての加盟者及びイーター機構は、この附属書の遵守を確保するために適当と認める公的な調達の手続に従わなければならない。

イーター機構は、イーター機構及び加盟者が背景的な知的財産をこの附属書に従って利用することができるよう、契約する団体の背景的な知的財産を時宜を得た方法で適切に特定する。

各加盟者は、イーター機構及び加盟者が背景的な知的財産をこの附属書に従って利用することができるよう、契約する団体の背景的な知的財産を時宜を得た方法で適切に特定する。

各加盟者及びイーター機構は、イーター機構及び他の加盟者が契約の履行に当たり生み出され、又は用いられる発明その他の知的財産をこの附属書に従って利用することができることを確保する。ただし、発

明者の権利を尊重することを条件とする。

2.3 この附属書は、加盟者とその国民との間の権利の配分を変更し、又は害するものではない。加盟者又はその国民のいずれが知的財産権を有するかについては、加盟者とその国民との間で関係法令に従い決定する。

2.4 加盟者がこの協定の実施の過程において知的財産を生み出し、又は知的財産の完全な所有権を取得する場合には、当該加盟者は、他のすべての加盟者及びイーター機構に対して適時に通報し、及び当該知的財産の詳細を提供する。

第三条 情報及び科学的な出版物（著作権があるか否かを問わない。）の普及  
各加盟者は、この協定の実施により直接に生ずる情報を非商業上の利用のために翻訳し、複製し、及び公に頒布する権利を有する。この規定の下で作成される著作権のある著作物の写しであって公に頒布されるすべてのものは、著作者が明示的に記名を拒否しない限り、著作者の氏名を明示する。

第四条 加盟者、国内機関又は団体が生み出し、又は用いる知的財産  
4.1 生み出された知的財産

4.1.1 加盟者、国内機関又は団体がこの協定の実施の過程において保護の対象となる事項を生み出す場合には、当該加盟者、国内機関又は団体は、関係法令に従って、いかなる国においても知的財産についてのすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。

4.1.2 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、この協定の実施の過程において知的財産を生み出す場合には、公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、平等及び無差別の原則に基づき、生み出された知的財産の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を他の加盟者及びインターネット機構に許諾する。当該実施権は、インターネット機構及び他の加盟者が再実施を許諾する権利（他の加盟者については、それぞれの領域内に限る。）を伴う。

4.1.3 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、この協定の実施の過程において知的財産を生み出す場合には、核融合の商業上の利用のため、平等及び無差別の原則に基づき、生み出された知的財産の非排他的な実施権を他の加盟者に利用可能にする。当該実施権は、当該他の加盟者の領域内にある第三者による核融合の商業上の利用のために当該他の加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、当該加盟者が自己の領域の内外の第三者に対して当該生み出された知的財産の実施権を

許諾するときの条件よりも不利でないものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。

4.1.4 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、この協定に基づいて知的財産を生み出す場合には、生み出された知的財産の核融合以外の分野における利用を可能にするため、他の加盟者、国内機関、団体及び第三者と商業上の取決めを締結することが奨励される。

4.1.5 生み出された知的財産又は背景的な知的財産の実施権又は再実施を許諾する権利をこの附属書に従って許諾する加盟者、国内機関又は団体は、そのような実施権又は再実施を許諾する権利の許諾の記録を保持し、及びインターネット機構を通ずること等により、これを他の加盟者の利用に供する。

#### 4.2 背景的な知的財産

4.2.1 背景的な知的財産は、引き続き当該知的財産を所有する当事者の財産とする。

4.2.2 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、インターネット機構に提供する物品に関して背景的な知的財産（技術的知識、営業上の秘密等の秘密の情報を除く。）を用いる場合において、当該背景的な知的財

産が次のいずれかの要件を満たすときは、公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、平等及び無差別の原則に基づき、当該背景知的財産の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を他の加盟者及びイーター機構に許諾する。当該実施権は、イーター機構が再実施を許諾する権利並びに他の加盟者がそれぞれの領域内において研究機関及び高等教育機関に再実施を許諾する権利を伴う。

イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

提供される物品を保守し、又は修理するために必要とされること。

公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

423 (a)

国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、イーター機構に提供する物品に関して背景的秘密の情報を用いる場合において、当該背景的秘密の情報が次のいずれかの要件を満たすときは、イーター機構が当該背景的秘密の情報（イーター施設の建設、運転、保守及び修理のための手引書又は訓練用教材を含む。）の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の利用権を有することを確保する。

インターネット施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はインターネット施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

物品を保守し、又は修理するために必要とされること。

公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

規制当局が要請する安全、品質保証及び品質管理のために必要とされること。

- (b) 秘密の情報がインターネット機構の利用に供される場合には、秘密の情報は、その旨が明確に表示されるものとし、秘密の保護に関する取決めに従って伝達される。秘密の情報の受領者は、(a)に規定する目的のためにのみこれを利用するものとし、当該取決めに規定する範囲内でその秘密を保護する。インターネット機構は、自己による背景的な秘密の情報の濫用から生ずる損害に対して賠償を支払う。

424

国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、インターネット機構に提供する物品に関して背景的な秘密の情報（技術的知識、営業上の秘密等）を用いる場合において、当該背景的な秘密の情報が次のいずれかの要件を満たすときは、他の加盟者による公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、当該他の加盟者に対し、金銭上の補償を伴う私契約によって、当該背景的な秘密の情報の商業上の利用権

を付与し、又は当該背景的秘密の情報を用いた同一の物品を提供するために最善の努力を払う。当該利用権の付与又は物品の提供に係る条件は、当該加盟者が自己の領域の内外の第三者に対して当該背景的秘密の情報の利用権を付与し、又は当該背景的秘密の情報を用いた同一の物品を提供するときの条件よりも不利でないものとする。当該利用権の付与又は物品の提供については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該利用権が付与される場合には、当該利用権は、利用権者が契約上の義務を履行しない場合にも取り消すことができる。

イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

提供される物品を保守し、又は修理するために必要とされること。

公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

425

国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、この協定の実施の過程において背景的秘密の情報を含む背景的秘密的財産を用いる場合には、核融合の商業上の利用のため、他の加盟者が背景的秘密的財産を用いた部品を妥当な条件で利用することができることを確保し、又は平等及び無差別の原則に基づ



いて非排他的な実施権を他の加盟者に許諾するために最善の努力を払う。当該実施権は、当該他の加盟者の領域内にある第三者による核融合の商業上の利用のために当該他の加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、当該加盟者が自己の領域の内外の第三者に対して当該背景知的財産の実施権を許諾するときの条件よりも不利でないものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合のみ取り消すことができる。

426

国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、インターネット機構に提供する物品に関して背景知的財産を用いる場合において、当該背景知的財産が次のいずれかの要件を満たすときは、<sup>425</sup>に規定する目的以外の商業上の目的のため、当該背景知的財産を他の加盟者の利用に供することが奨励される。当該背景知的財産の所有者が当該他の加盟者に当該背景知的財産の実施権を許諾する場合には、当該背景知的財産の実施権は、平等及び無差別の原則に基づいて許諾される。

インターネット施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はインターネット施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

提供される物品を保守し、又は修理するために必要とされること。

公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

#### 4.3 非加盟者の第三者への実施権の許諾

加盟者が非加盟者の第三者に許諾する生み出された知的財産の実施権は、理事会が決定する第三者への実施権の許諾に関する規則に従う。当該規則は、理事会が全会一致で決定する。

第五条 イーター機構が生み出し、又は用いる知的財産

#### 5.1 生み出された知的財産

5.1.1 この協定の実施の過程においてイーター機構が知的財産を生み出す場合には、イーター機構が当該知的財産を所有する。イーター機構は、知的財産の記録、報告及び保護のための適当な手続を作成する。

5.1.2 イーター機構は、核融合の研究開発の目的のため、平等、無差別、取消不能、非排他性及び無償の原則に基づいて当該知的財産の実施権を加盟者に許諾する。当該実施権は、当該加盟者が自己の領域内において再実施を許諾する権利を伴う。

5.1.3 イーター機構は、この協定の実施の過程において生み出された知的財産を開発し、又は取得する場合

には、商業上の利用のため、平等、無差別及び非排他性の原則に基づき、当該生み出された知的財産の実施権を加盟者に許諾する。当該実施権は、当該加盟者の領域内にある第三者による商業上の利用のために当該加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、イーター機構が当該生み出された知的財産の実施権を第三者に許諾するときの条件よりも不利でないものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。

## 5.2 背景的な知的財産

5.2.1 イーター機構は、次のいずれかの要件を満たす背景的な知的財産を用いる場合において、当該背景的な知的財産に関連する権利を有するときは、核融合の研究開発の目的のため、平等及び無差別の原則に基づき、取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権により当該背景的な知的財産の再実施を加盟者に許諾するために必要な措置をとる。当該措置は、当該加盟者が自己の領域内において更に再実施を許諾する権利を伴う。イーター機構は、当該背景的な知的財産に関連する権利を取得するために最善の努力を払う。

インターネット施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はインターネット施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

改良及び派生的な業務を実施するために必要とされること。

インターネット施設を修理し、及び保守するために必要とされること。

公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

522

インターネット機構は、この協定の実施の過程において背景的な秘密の情報を含む背景的な知的財産を用いる場合には、核融合の商業上の利用のため、平等及び無差別の原則に基づいて非排他的な実施権を加盟者の利用に供するために最善の努力を払う。当該実施権は、当該加盟者の領域内にある第三者による核融合の商業上の利用のために当該加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、インターネット機構が当該背景的な知的財産の実施権を第三者に許諾するときの条件よりも不利でないものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。

523

インターネット機構は、加盟者が522に規定する目的以外の目的のために背景的な秘密の情報を含む背景的な

知的財産を利用することができるように最善の努力を払う。イーター機構が当該加盟者に当該背景の知的財産の実施権を許諾する場合には、当該背景の知的財産の実施権は、平等及び無差別の原則に基づいて許諾される。

### 5.3 非加盟者の第三者への実施権の許諾

イーター機構が非加盟者の第三者に許諾する実施権は、理事会が決定する第三者への実施権の許諾に関する規則に従う。当該規則は、理事会が全会一致で決定する。

### 第六条 イーター機構の職員その他の研究者が生み出す知的財産

6.1 イーター機構が直接に雇用する職員及びイーター機構に向向する職員が生み出す知的財産については、イーター機構が所有し、及びこの条の規定に適合する雇用契約又は規則で取り扱う。

6.2 特定の活動に従事するためにイーター機構との取決めによりイーター機構の活動に参加する客員の研究者であつて、イーター機構の利用のための一般的な計画に直接に参与しているものが生み出す知的財産については、理事会が別段の合意をする場合を除くほか、イーター機構が所有する。

6.3 イーター機構の利用のための一般的な計画に参与していない客員の研究者が生み出す知的財産は、当該

客員の研究者とイーター機構との間の取決めであつて、理事会が定める条件に基づくものに従う。

#### 第七条 知的財産の保護

7.1 加盟者は、自己が開発し、又は取得する生み出された知的財産の保護を受け、又は求める場合には、他のすべての加盟者及びイーター機構に対して適時にその旨を通報し、及び当該保護の詳細を提供する。加盟者は、いかなる国又は地域においても生み出された知的財産の保護を求める権利を行使しないことを決定する場合には、イーター機構に対して適時に当該決定を通報するものとし、イーター機構は、直接に又は加盟者を通じて当該保護を受けることを求めることができる。

7.2 理事会は、イーター機構が開発し、又は取得する生み出された知的財産の報告、保護及び記録のための適当な手続（例えば、加盟者が利用することができるデータベースの作成によるもの）をできる限り速やかに採択する。

7.3 加盟者又はイーター機構は、知的財産を共同で創造する場合には、選択するいずれの国においても、共有に係る知的財産権を取得することを求める権利を有する。

7.4 二以上の加盟者又はイーター機構とともに一若しくは二以上の加盟者が知的財産を創造する場合には、

て、関連する知的財産権による保護を申請し、受け、又は維持するために当該知的財産の特徴が分離できないときは、当該知的財産は、共有に係る知的財産権の対象とする。この場合には、当該知的財産を共同で創造した者は、共有に係る知的財産権に関する取決めにより、当該知的財産の配分及び所有権の行使の条件について相互に合意する。

#### 第八条 廃止

8.1 接受締約者は、インターネット施設が接受国に移転された後の廃止の段階において、インターネット施設の廃止の過程で生み出され、又は利用されるすべての関連情報を他の加盟者に提供する。当該情報は、公表されていくか否かを問わない。

8.2 廃止の段階において接受国が生み出す知的財産は、この附属書によって影響を受けない。

#### 第九条 終了及び脱退

9.1 理事会は、知的財産に関連し、かつ、この協定が十分に取り扱っていない場合に限り、この協定の終了又は締約者の脱退に関連するいかなる事項についても、必要に応じて取り扱う。

9.2 この附属書に基づいて加盟者及びインターネット機構に与えられる知的財産権（特に、すべての許諾される実

施権) 及び課せられる義務は、この協定の終了の後又は締約者の脱退の後も存続する。

#### 第十条 使用料

イーター機構が知的財産の実施権を許諾することによって受領する使用料は、イーター機構の資源とする。

#### 第十一条 紛争解決

この附属書から又はこれに関連して生ずるいかなる紛争も、この協定第二十五条の規定に従って解決する。

#### 第十二条 発明者に対する報償

理事会は、職員が知的財産を生み出す場合には、当該職員への報償に関する適当な条件を決定する。

#### 第十三条 責任

イーター機構及び加盟者は、実施権に関する取決め交渉を行う場合には、必要に応じて、当該取決めの実施から生ずるそれぞれの責任、権利及び義務を規律する適切な規定を当該取決めに含まれる。



## インターネット建設地に対する支援に関する附属書

### 第一条 インターネット建設地に対する支援に関する協定

1 接受締約者は、インターネット機構に対し、インターネット建設地に対する支援のための土地、施設、建物、物品及び役務であつてこの附属書にその概要が示されるものを提供し、又はこれらが提供されることを確保する。接受締約者は、この目的のために自己に代わつて行動する機関を指定することができる。

2 1に規定する支援の詳細及びインターネット機構と接受締約者又はその指定する機関（以下「接受者」という。）との間の協力のための手続は、相互間で締結するインターネット建設地に対する支援に関する協定で定めらる。

### 第二条 有効期間

接受者は、インターネット機構の設立の日からこの協定の有効期間の満了の日又は終了の日までの間、インターネット機構に対しインターネット建設地に対する支援を提供する。

### 第三条 連絡委員会

イーター機構及び接受者は、この附属書の対象となる支援の効果的な提供であつてイーター建設地に対する支援に関する協定に規定する条件に基づくものを確保するために連絡委員会を設置する。

#### 第四条 土地、建物、施設及び通行

接受者は、国際熱核融合実験炉のための工学設計活動における協力に関する欧州原子力共同体、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定に基づいて設置された理事会が二千年に採択したイーター建設地の要件及びイーター建設地の設計に関する前提条件に定める条件に従つて、イーター建設地その他次に掲げる特定の施設及び役務を自己の負担で提供する。

(a) イーターの建物の建設、使用及び拡張並びに補助的な役務の提供を可能にし、かつ、イーター機構が無償で利用することのできる土地であつて国際熱核融合実験炉のための工学設計活動の最終報告書に定めるもの

(b) イーター建設地の境界まで提供される主要な役務（水道、電気、下水、排水及び警報システム）

(c) イーター事業のために搬入される最大寸法及び最大重量の装置並びに職員及び訪問者のイーター建設地の境界までの通行を可能とするマルセイユのオートノム港とイーター建設地との間の経路における道

路、小道及び橋（必要な場合には、これらの改修を含む。）

(d) 締約者が貢献する部品のマルセイユのオートノム港から又は空輸の場合にはマリニャーヌ空港から  
イーター建設地までの輸送に関する役務

(e) イーター機構の最終的な建物及び施設が使用可能となるまでの間のイーター建設地又はその近傍にお  
けるイーター機構が必要とする一時的な建物及び施設

(f) 電力供給設備（五百メガワットまでの断続的な負荷を伴う電力の供給及び送電網との接続に係る保守  
による供給の中断のない百二十メガワットの連続的な電力の供給を受けることが可能な電力供給設備の  
イーター建設地の境界までの設置及び維持）

(g) 平均四百五十メガワットの熱エネルギーの環境への放出のための冷却水の供給

(h) 大容量のコンピュータ網及び電気通信回線への接続

#### 第五条 役務

接受者は、前条に掲げる事項のほか、イーター建設地に対する支援に関する協定に従って、イーター機構  
が必要とする技術上及び管理上の役務並びに一般的な役務を自己の負担で又は検証された費用により提供す

る。これらの役務には、少なくとも次の事項を含む。

- (a) 支援職員（この協定第八条の規定に基づいて接受者からイーター機構に出向する職員を除く。）の提供を通ずる役務
- (b) 医療サービス施設に係る役務
- (c) 緊急時における役務
- (d) 警備及び警報システム並びにその施設に係る役務
- (e) 食堂に係る役務
- (f) 許可取得手続に関する支援
- (g) 安全管理に関する支援
- (h) 語学講座に関する支援
- (i) イーターの運転から生ずる放射性廃棄物の管理及び処分に係る役務
- (j) 移転及び居住に関する支援
- (k) 勤務地までの及び勤務地からのバスによる輸送の役務

- (1) 娯楽、社交及び福祉施設に係る役務
- (m) 公益事業によって使用に供される役務
- (n) 図書館及びマルチメディアに係る役務
- (o) 環境の監視（放射線の監視を含む。）に係る役務
- (p) イーター建設地におけるごみ処理、清掃及び造園に係る役務

#### 第六条 教育

接受者は、自己の負担で、職員の子弟の教育のための国際学校を設立し、接受締約者以外の締約者の教育当局との協議により作成する国際的かつ中核的な教育課程に基づいた大学前の教育を提供し、及び接受締約者以外の締約者に特有な、かつ、支援された追加的な教育課程の科目の実施を促進する。接受締約者以外の締約者は、学校の発展及びそれぞれの教育当局によるこれらの教育課程の認定を支援するために最善の努力を払う。